

指定管理者監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定による，市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の監査
- 2 監査の対象
 - (1) 公の施設 土浦市ふれあいセンター「ながみね」
(土浦市中村西根 2078 番地 1)
 - (2) 指定管理者 社会福祉法人 祥風会
 - (3) 所管課 土浦市保健福祉部 高齢福祉課
- 3 監査実施日
 - (1) 事前監査日 平成 26 年 11 月 7 日 (金) 【高齢福祉課】
平成 26 年 12 月 18 日 (木) 【社会福祉法人 祥風会】
 - (2) 本監査日 平成 27 年 1 月 22 日 (木)
- 4 監査の方法

本監査は，公の施設における指定管理者団体の中から抽出し，公の施設の管理に係る平成 25 年度及び平成 26 年度上半期分における事務の執行状況について，関係資料の提出を求め，担当者から説明を聴取し，預金通帳，諸帳簿，証拠書類を照合・確認するとともに，条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかを主眼に置いて実施した。
- 5 指定管理の概要
 - (1) 指定管理期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
 - (2) 業務の範囲
施設等の維持保全に関すること
施設の利用許可に関すること
施設の利用料金の徴収及び返還に関すること
上記に掲げるもののほか施設の管理運営に関すること

(3) 指定管理料

平成 25 年度 60,000,000 円 (決算額)

平成 26 年度 61,700,000 円 (予算額)

(4) 施設及び管理物件

所在地	土浦市中村西根 2078 番地 1
面積	敷地 10,355.01 m ² 建物 2,536.81 m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋建
開館時間	午前 9 : 00 ~ 午後 9 : 00
休館日	毎週月曜日・年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
施設内容	温水プール (15m×2 コース), アメニティプール, 男女浴槽, 集会室 (50 畳), 多目的ホール (100 m ²), 会議室 (25 m ²), 趣味室 (15 畳), 教養娯楽室, 焼窯, 生きがい工房
特徴	土浦市清掃センターごみ焼却時に発生する余熱利用 太陽光発電装置による一部電力利用

利用料金の内訳

施設名	利用者区分又は時間区分		利用料	
運動プール 及び浴室	土浦市内居住者	小学生以下	無料	
		60 歳以上	150 円	
		上記以外	1 日	300 円
			回数券 (12 枚つづり)	3,000 円
	土浦市外居住者	小学生以下	無料	
		上記以外	1 日	500 円
	回数券 (12 枚つづり)		5,000 円	
多目的ホール	団体 (10 名以上)	9 : 00 ~ 12 : 00	1,690 円	
		13 : 00 ~ 17 : 00	2,460 円	
		18 : 00 ~ 21 : 00	2,000 円	

※運動プール及び浴室, 多目的ホールの利用料金の免除規定あり

6 監査の結果

指定管理者である社会福祉法人祥風会及び所管課である高齢福祉課に対し監査を行った結果, 指定管理者においては, 年間を通して経費削減にも努められていることから, 指定管理者制度による管理運営の効果がみられる。

なお, より一層連携を密にし, 指定管理者が民間の活力を十分発揮し, 経営の

ノウハウを生かすことのできるよう、効果的かつ効率的な施設利用の運営に努められたい。

また、基本協定書に係る契約事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。

指定管理者に関する事項

- (1) 基本協定書第 15 条第 1 項において、「事前に承認を受けた場合を除いて、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」とされているが、承認を受けている旨を書面等で確認することができなかった。
- (2) 施設は清潔に保たれており、維持管理が適切に行われていると見受けられた。ただ経年劣化等による修繕箇所が発生していることから、これからも担当所管課とともに状況の把握に努め、迅速かつ適切に対応されたい。

所管課に関する事項

- (1) 指定管理者が第三者と再契約する際、事前承認を受ける必要があることから、所管課においてその必要性、内容を判断のうえ、承認の有無について書面にて指定管理者に通知されたい。
- (2) 今後とも、監督責任者として管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。